

## 『限度額適用認定証』の更新のお知らせ

大分県 国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
交付年月日	令和 3年 8月 1日
記号	番号 11111111
世帯主	住所 玖珠町大字帆足 2 6 8 番地の 5 みほん
	氏名 国保 次郎 男
適用対象者	氏名 国保 次郎 男 生年月日 昭和 48年 1月 1日
発効期日	令和 3年 8月 1日
適用区分	ウ
保険者番号並びに交付者の名称及び印	440479 玖珠郡玖珠町 印

令和3年度分『限度額適用認定証』の交付申請を8月4日から受付けます。必要な方は、福祉保険課 保険年金班(4番窓口)で申請をしてください。

申請時に持ってくるもの ①国民健康保険証

②本人確認ができる顔写真入りの証明書(運転免許証など)

『限度額適用認定証』ってなに？

医療機関に提示すると、入院でも外来でも、窓口での支払いは自己負担限度額までになります。

ただし、部屋代や食事代などの自費分は対象外です。

**注意** 国民健康保険税を滞納している世帯には、『限度額適用認定証』を交付できない場合があります。

「自己負担限度額」について

限度額は月ごと、1日から末日までの受診について計算します。70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方では、下記のように限度額(月額)が異なります。

### 70歳未満の方の場合(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
(ア)901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
(イ)600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
(ウ)210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
(エ)210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

### 70歳以上75歳未満の方の場合(月額)

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 (Ⅲ)課税所得 690万円以上(※1)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円(※2)〉	
(Ⅱ)課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円(※2)〉	
(Ⅰ)課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円(※2)〉	
一般 (課税所得145万円未満など)	18,000円 〈年間の上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円(※2)〉
低所得者Ⅱ(※3)		24,600円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

(※1)70歳以上75歳未満の区分(Ⅲ)と一般の方は、認定証は交付されません。

(※2)過去12か月間で、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

(※3)低所得者世帯の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されます。